
平成十八年人事院規則二一四**人事院規則二一四（人事院の職員の定員）**

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院の職員の定員に関し次の人事院規則を制定する。

人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百十七人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日人事院規則二一四一一）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（定員の特例）

- 2 平成十八年九月三十日までの間は、この規則による改正後の規則二一四本則中「六百九十六人」とあるのは、「六百九十七人」とする。

附 則（平成一九年三月三〇日人事院規則二一四一二）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（定員の特例）

- 2 平成十九年八月三十一日までの間は、この規則による改正後の規則二一四本則中「六百九十一人」とあるのは、「六百九十二人」とする。

附 則（平成二〇年四月一日人事院規則二一四一三）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（定員の特例）

- 2 平成二十年四月一日から同年八月三十一日までの間は、この規則による改正後の規則二一四本則中「六百八十人」とあるのは、「六百八十七人」とする。

- 3 平成二十年九月一日から同年九月三十日までの間は、この規則による改正後の規則二一四本則中「六百八十人」とあるのは、「六百八十六人」とする。

附 則（平成二一年四月一日人事院規則二一四一四）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（定員の特例）

- 2 平成二十一年八月三十一日までの間は、改正後の規則二一四本則中「六百七十一人」とあるのは、「六百七十二人」とする。

附 則（平成二二年四月一日人事院規則二一四一五）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（定員の特例）

- 2 平成二十二年八月三十一日までの間は、改正後の規則二一四本則中「六百六十二人」とあるのは、「六百六十三人」とする。

附 則（平成二三年四月一日人事院規則二一四一六）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（定員の特例）

- 2 平成二十三年九月一日から同年十月三十一日までの間は、改正後の規則二一四本則中「六百五十八人」とあるのは、「六百五十六人」とする。

附 則（平成二四年四月六日人事院規則二一四一七）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則二一四の規定及び次項の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

（定員の特例）

- 2 平成二十四年十一月三十日までの間は、改正後の規則二一四本則中「六百五十一人」とあるのは、「六百五十三人」とする。

附 則（平成二五年五月一六日人事院規則二一四一八）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則二一四の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附 則（平成二六年四月一日人事院規則二一四一九）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年五月二九日人事院規則一一六二） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年四月一〇日人事院規則二一四二〇）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則二一四の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則（平成二八年三月三〇日人事院規則二一四二一一）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日人事院規則二一四二一二）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日人事院規則二一四二一三）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年一月一五日人事院規則二一四二一四）

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日人事院規則二一四二一五）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年九月一日人事院規則一―七七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和四年三月三十一日人事院規則二―一四―一六）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。
